

第5号 表彰規程

関東信越税理士会新潟県支部連合会

〔平成元年2月7日 制定〕

平成8年12月13日一部改定

平成12年6月13日一部改定

平成14年3月25日一部改定

平成17年3月28日一部改定

第1条 関東信越税理士会新潟県支部連合会(以下、県連という)の役員、部・委員、会員及び支部長並びに部、委員会、支部の表彰については本規程の定めるところによる。

第2条 表彰は次の各号の一に該当するものについて行う。

- 1 県連の税理士会員にして次の各項に該当するもの
 - (1) 会長を務め、かつ功績顕著で退任した者
 - (2) 理事、監事、部・委員として通算6年在職し、かつ功績顕著である者
 - (3) 理事、監事、部・委員として通算10年在職し、かつ功績顕著である者
 - (4) 支部長を務め、かつ功績顕著で退任した者
- 2 県連の行う事業について功績顕著で退任した者
- 3 県連の発展に特に功績のあった者及び、部・委員会並びに支部
- 4 監査委員、調停委員など社会貢献活動を積極的に行い、税理士の社会的地位向上に努め、その功績が特に顕著である者

第3条 会長は、毎年4月1日現在において前条に該当するものがあるときは、総務部会の答申に基づき、速やかに理事会の議を経て被表彰者を決定し、これを表彰者名簿に登載する。

第4条 表彰は、県連の定期総会当日の表彰式において、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰状に副賞を加授することができる。
- 3 前項の副賞は、賞品又は賞金とし、理事会の議を経てその品種又は金額を決定する。

第5条 表彰者名簿に記載されたもので、次の各号に該当するものは、表彰者名簿より削除する。

- (1) 法第44条及び法第48条の20により処分を受けた者
- (2) 会則第49条により処分を受けた者
- (3) 著しく会員の信用又は品位を害するような行為があったと会長が認めた者

附 則

- (1) 本規程は平成元年2月7日より実施する。
- (2) 本規程は実施日以降に該当するに至った場合にこれを適用する。